

神奈川県土砂の適正処理に関する条例の強化を求める意見書

令和3年7月1日から3日にかけての大雨は、連続雨量も相まって各地に大きな被害をもたらし、静岡県熱海市では特に大規模な土石流が発生したことにより、多くの貴重な人命が失われ、いまだ行方の分からない方もいられる。この土石流においては、上流域の山間部での土砂の埋立てや盛土等が被害拡大に影響した可能性が指摘されており、各自治体で危険箇所などの緊急点検が行われた。

当市においても、先般の大雨で数十か所の被害が発生し、曾我大沢地区や江之浦地区では大規模な土砂崩れが発生した。また、早川地区では「土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域（土石流・レッドゾーン）」（以下「特別警戒区域（レッドゾーン）」という。）が4か所指定されているが、地域住民からは、その上流域に残土や産業廃棄物が投棄された可能性を疑う声があり、不安が生じている。

「神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則」では、土砂の埋立て・盛土をする場合、その説明を要する周辺住民等の範囲を「土砂埋立区域の境界線からの水平距離が50メートル以内」とされており、特別警戒区域（レッドゾーン）の上流域に土砂の埋立て・盛土等を行う場合であっても、下流域の特別警戒区域（レッドゾーン）内の住民等への説明義務がない状況にある。

また、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例に係る土砂埋立行為の許可等に関する審査基準」では、対象の土地が傾斜地であっても、さらには下流域に土砂災害防止法の特別警戒区域（レッドゾーン）が存在したとしても、平坦地における埋立てと同様の基準で許可可能とする内容となっていることから、下流域で生活する住民の生命や生活の安全性を確保するため、傾斜地を考慮し、特別警戒区域（レッドゾーン）への影響を評価する基準が必要であると考え。さらに、下流域に新幹線等の基本インフラが存在している場合には、これらへの影響評価を義務づける基準の設定も必要であると考え。県内で一定規模（2,000平方メートル）以上の土砂の埋立て・盛土等を行う場合には、神奈川県知事の許可を受けなければならないが、許可するに当たっての審査基準等が前述のとおり不十分な内容であり、条例の実効性を確保することが困難である。

よって、神奈川県におかれては、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」を強化するため、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 特別警戒区域（レッドゾーン）の上流域に土砂の埋立て・盛土等をする場合、事業者による下流域の住民への説明を義務づけること。

2 特別警戒区域（レッドゾーン）等への影響を考慮し、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例に係る土砂埋立行為の許可等に関する審査基準」の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月22日

小田原市議会

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿